

総合計画に関する調査研究特別委員会における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する理事会決定事項

①全体会の開催場所について

- ・全体会は、議場で開催する。

②傍聴について

- ・全体会は許可とする。なお、傍聴方法は令和3年第1回臨時会の本会議と同様とする。
- ・理事会は不許可とする。
- ・分科会は、各分科会長において判断する。

③その他の感染防止対策について

○換気

- ・換気は常時行う。

○アクリル板の設置

- ・発言時の飛沫対策として、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスクの着用

- ・議場出席者は全員マスクを着用することとする。その他フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、マスクを万が一忘れた場合は、事務局まで連絡することとする。
- ・質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。

○消毒

- ・質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。